

令和3年度報酬改定に伴う届出に関する誓約書

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」等（以下「告示等」という。）が令和3年4月1日から改正されることに伴い堺市に提出する標記に係る届出については、改正後の告示等の内容を十分確認し、理解した上で届出を行い、本届出により算定することとした加算等に係る算定要件を満たしていること。
- 2 標記届出に関し、後日、堺市及び関係機関（以下「堺市等」という。）から当該加算の算定に係る挙証資料の提出を求められた場合は、速やかに堺市等にこれらの資料を提出すること。
- 3 標記届出の内容に関して、報酬の算定要件を満たしていないこと等が判明した場合は、堺市等の指示に従い、速やかに過大に請求した給付費を返還する等の必要な措置を講じること。

当法人が提出する標記の届出に関して、上記1、2及び3について、遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

主たる事務所の所在地 :

名 称 :

代表者の職・氏名 :

印